住所　東京都江東区永代２丁目30番５―810号
　申将平　平成２年10月12日生
住所　東京都杉並区阿佐谷南３丁目25番10号
　姜華栄　平成４年２月21日生
住所　横浜市南区睦町１丁目１番地12
　王国権　昭和60年６月２日生
住所　大阪府八尾市青山町３丁目２番35号
　卓鵬　昭和53年５月24日生
　呂楮佩　昭和56年12月26日生
　卓融　平成22年８月４日生
　卓亜里紗　平成25年８月13日生
住所　大阪市淀川区西宮原１丁目５番46号
　高放　昭和63年11月９日生
住所　福岡市東区奈多団地２番404号
　王鵬　昭和61年９月７日生
住所　新潟市西蒲区巻甲3054番地３
　モハメド・サイフ・ビン・バドシャ　昭和58年２月７日生
　シャルミン・アフリン・リマ　昭和60年１月１日生
　ムハタシム・ビン・サイフ　平成19年４月９日生
　ワディファ・サイフ　平成24年12月14日生
住所　愛知県豊田市前山町４丁目５番地５
　丁鵬　平成７年５月６日生
住所　東京都杉並区荻窪５丁目21番22号
　蔡瑩　昭和62年７月13日生
住所　大阪市大正区千島１丁目18番13号
　王創世　昭和61年12月21日生
　王璽雯　平成26年10月28日生
　王汐美　平成28年９月24日生
住所　千葉県市川市末広１丁目10番14号
　ナビナ・バラール　昭和63年11月30日生
　ラジブ・クワル　昭和57年10月27日生
住所　東京都品川区西五反田３丁目16番３―301号
　リー・ケン・トン　昭和52年２月18日生
住所　東京都八王子市大塚1443番地
　高瑞　平成10年４月17日生
住所　東京都大田区仲池上１丁目８番６号
　韓龍　昭和55年５月21日生
　辺輝成　昭和55年６月１日生
　韓釉伊　平成26年８月20日生
　韓柚美　平成28年５月18日生
住所　東京都台東区蔵前４丁目23番７―1007号
　江宇　昭和61年12月12日生
住所　埼玉県川口市飯塚２丁目４番37―804号
　姜昌英　昭和56年７月20日生
住所　滋賀県草津市駒井沢町210番地22
　王穎　平成２年１月16日生
住所　大阪市天王寺区上本町５丁目７番２号
　王海倫　昭和61年５月24日生
住所　大阪府東大阪市中鴻池町１丁目６番２―707号
　朴燦喜　昭和55年１月26日生
住所　大阪府泉佐野市松原２丁目８番８―404号
　王娜　昭和59年９月15日生
住所　川崎市宮前区神木本町２丁目７番５―504号
　劉佳　昭和59年１月25日生
住所　群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地699
　趙仙居　昭和43年３月18日生
住所　岐阜県羽島市江吉良町1571番地２
　ドロー・ルフロレス・ツルタ　昭和45年９月16日生
住所　東京都江戸川区北小岩１丁目３番３号
　陳賽花　平成２年４月２日生
住所　長野市三輪８丁目12番11号
　李娜　昭和59年５月20日生
住所　千葉市若葉区貝塚町192番地４
　劉竺　昭和46年３月17日生
　張嘉文　平成12年12月14日生
住所　大阪市鶴見区鶴見６丁目11番28号
　張蓓　昭和47年11月14日生
住所　大阪市東成区中本２丁目６番14号
　金祥代　平成２年６月５日生
住所　愛知県あま市篠田八原86番地
　金榮子　昭和28年12月12日生
　金祥乃　昭和60年５月18日生
住所　千葉県野田市中野台723番地１
　包嵐　昭和56年５月14日生
住所　宮崎県都城市若葉町88号17番地
　黄純子　昭和47年９月14日生
住所　北海道釧路市興津２丁目29番３号
　金順子　昭和23年６月17日生
住所　北海道釧路市興津４丁目１番３号
　金忍　昭和45年５月19日生
住所　東京都荒川区東尾久１丁目21番６―603号
　文聖学　昭和58年11月５日生
住所　東京都江戸川区篠崎町７丁目26番13―307号
　李幸勇　昭和52年11月27日生
住所　東京都文京区本駒込２丁目14番２号
　姜政幸　昭和61年３月11日生
住所　横浜市緑区長津田１丁目21番３号
　劉鳳　昭和55年11月13日生
住所　横浜市戸塚区上品濃16番１―1034号
　鄭勝美　昭和51年12月13日生
住所　横浜市鶴見区梶山１丁目19番13号
　石政光　昭和38年８月24日生
住所　横浜市港南区下永谷２丁目11番９号
　李充子　昭和48年３月22日生
住所　横浜市青葉区新石川４丁目27番地20
　権美宇　昭和60年３月８日生
住所　横浜市中区日ノ出町１丁目76番地１
　安順恵　昭和40年８月23日生
住所　東京都新宿区大久保３丁目８番１―1701号
　ナタリア・カオリ・サツマ　昭和62年５月23日生
住所　京都市北区衣笠西尊上院町２番地３
　朽浩二　昭和38年１月４日生
住所　京都府宇治市広野町西裏谷８番地７
　劉菁　平成元年９月19日生

○外務省告示第二百二十四号

平成二十九年二月十四日に東京で、ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とハンガリー国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は平成二十九年七月二日に効力を生ずる。

平成二十九年六月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とハンガリー政府との間の協定

日本国政府及びハンガリー政府（以下それぞれ「締約国政府」という。）（以下「両締約国政府」と総称する。）は、

両国の国民の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両国の国民の相互理解を促進することを目的としてそれぞれの国民、特に青少年に対し、他方の国の文化及び一般的な生活様式を正当に理解するための一層広範な機会を提供することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

日本国政府は、ハンガリーに居住する同国国民が次の(a)から(i)までに掲げる要件を全て満たす場合において、適当と認めるときは、当該国民に対し、ワーキング・ホリデー査証を無償で発給する。

(a)　主として休暇を過ごすために日本国に入国する意図を有すること。

(b)　当該査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(c)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が日本国政府から発給された当該査証又はその他の査証を所持する場合を除く。）。

(d)　少なくとも予定される滞在の間有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(e)　日本国における滞在の当初の期間生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(f)　滞在終了時に日本国を出国する意図を有し、かつ、滞在の間ワーキング・ホリデー制度の参加者としての在留資格を変更しないこと。

(g)　以前にワーキング・ホリデー査証の発給を日本国政府から受けていないこと。

(h)　健康であること及び犯罪経歴を有しないこと。

(i)　滞在の間、日本国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

第二条

ハンガリー政府は、次の(a)又は(b)に規定する日本国民の申請に基づき、

(a)　査証なしで既にハンガリーの領域に入国している者（この場合において、一時滞在許可の所持者に与える査証であって、在日本国ハンガリー大使館において申請されたものを有するものを除く。）

(b)　一時滞在許可証を受け取るための資格をそなえる者

当該日本国民が次の(i)から(ix)までに掲げる要件の全てを満たすときは、当該日本国民に対し、数次入国について有効であり、かつ、発給の日から一年間ハンガリーで有効である一時滞在許可証を無償で発給する。

(i)　主として休暇を過ごすためにハンガリーに入国する意図を有すること。

(ii)　当該一時滞在許可証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iii)　ハンガリーに入国する時に有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(iv)　ハンガリーにおける滞在の当初の期間生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(v)　滞在終了時に日本国を出国する意図を有し、かつ、滞在の間ワーキング・ホリデー制度の参加者としての在留資格を変更しないこと。

(vi)　以前にワーキング・ホリデー査証の発給を日本国政府から受けていないこと。

(vii)　健康であること及び犯罪経歴を有しないこと。

(viii)　滞在の間、ハンガリーにおいて効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

(ix)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が日本国政府から発給された当該査証又はその他の査証を所持する場合を除く。）。

ハンガリー政府は、次の(a)又は(b)に規定する日本国民の申請に基づき、

(a)　査証なしで既にハンガリーの領域に入国している者（この場合において、一時滞在許可の所持者に与える査証であって、在日本国ハンガリー大使館において申請されたものを有するものを除く。）

(b)　一時滞在許可証を受け取るための資格をそなえる者

当該日本国民が次の(i)から(ix)までに掲げる要件の全てを満たすときは、当該日本国民に対し、数次入国について有効であり、かつ、発給の日から一年間ハンガリーで有効である一時滞在許可証を無償で発給する。

(i)　主として休暇を過ごすためにハンガリーに入国する意図を有すること。

(ii)　当該一時滞在許可証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iii)　ハンガリーに入国する時に有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(iv)　ハンガリーにおける滞在の当初の期間生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(v)　滞在終了時に日本国を出国する意図を有し、かつ、滞在の間ワーキング・ホリデー制度の参加者としての在留資格を変更しないこと。

(vi)　以前にワーキング・ホリデー査証の発給を日本国政府から受けていないこと。

(vii)　健康であること及び犯罪経歴を有しないこと。

(viii)　滞在の間、ハンガリーにおいて効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

(ix)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が日本国政府から発給された当該査証又はその他の査証を所持する場合を除く。）。